

消化管の造影検査 を受ける患者さんへ

「ガストログラフィン経口・注腸用」の使用について

当院では、消化管撮影の画像診断の際に画像を見やすくするために、ガストログラフィンという造影剤を飲んでいただくことがあります。

現在流通しているガストログラフィンの中には基準値を超えるニトロソアミン化合物が入っているものがあります。

ニトロソアミン化合物は食品にも含まれていますが、発がん性を示す可能性があると考えられています。しかし、それは継続的に使用した場合であり、検査の時だけ使用する分には発がんのリスクは極めて低く、今まで発がんの報告はありません。臨床的な健康被害も報告されていませんが、患者さんの潜在的な安全性リスクを完全に取り除くことはできません。

ガストログラフィンには代替品がなく、検査・診療が遅れることで病状が深刻化することを危惧し、当院では、そのガストログラフィンの使用による利益が不利益を上回ると判断する場合のみ、必要最小限で使用する場合があります。

ガストログラフィンの使用について質問がある患者さんや心配な患者さんは、診察時にお声かけいただくか、下記までお問合せください。

＜問い合わせ先＞

JCHO 群馬中央病院 各診療科

TEL 027-221-8165（代表）